

—特別委員会・職域別部会委員会活動報告 (Ⅶ)—
(家畜衛生・公衆衛生委員会)

家畜衛生・公衆衛生委員会における取組みについて

加地祥文[†] (公衆衛生職域担当理事 家畜衛生・公衆衛生委員長)



はじめに

国及び地方公共団体に所属する公務員獣医師は、全国で6,000名余りを数える獣医師会会員です。家畜衛生行政を担う家畜保健衛生所に勤務する公務員獣医師につきましては、獣医学生においても、将来の仕事の具体的なイメージが湧くと思うのですが、公衆衛生に携わる公務員獣医師の存在については、教育する立場の獣医学部の先生たちでさえ、その実情を正しく認識している人は多くない状況です。

食品衛生やと畜検査(食肉検査)、狂犬病をはじめとする人獣共通感染症対策等の公衆衛生行政に携わる公務員獣医師の起源は、敗戦後、GHQによる占領下において米国人獣医将官であったディクソン大佐によるわが国の公衆衛生行政の改革のなかでスタートしたという経緯があります。あわせて、この改革の際に、解散となった陸軍獣医部に所属していた軍獣医の敗戦後の平和日本での新たな職場として、公衆衛生部門での獣医師の活動が始められた、という一面もあるとのことでした。

現在、家畜衛生行政に携わる獣医師の所属する「全国家畜衛生職員会(以下、「職員会」)」の会員約2,000名と保健所、食肉衛生検査所等に所属する「全国公衆衛生獣医師協議会(以下、「公獣協」)」の会員約4,000名が、公務員獣医師として活動しています。いずれの会も会長は現職の公務員がついていますが、職員会では、会長が日本獣医師会の職域担当理事に就任するとともに家畜衛生部会長も務めています。一方の公獣協では職域理事を公衆衛生獣医師OBの中から推薦するという形を取っていて、厚労省OBの私が職域理事と公衆衛生部会長を務めさせていただいています。

従来、家畜衛生部会と公衆衛生部会は、それぞれ別々の委員会を運営してきましたが、検討事項も共通する部

分が多く、行政当局への要望なども家畜衛生、公衆衛生でバラバラに要請するよりも、共同でしたほうが影響力が強くなること、などの理由から合同で委員会開催を実施していましたが、現在では委員会も一つにして「家畜衛生・公衆衛生委員会」としました。委員の顔ぶれは自治体の家畜衛生試験所長、食肉衛生検査所長、家畜衛生学、獣医公衆衛生学などの大学教授などから構成され、幅広く公務員獣医師にかかわる業務、人事、処遇等の課題を議論する場となっています。

以下、当委員会の活動を紹介します。

課題1：公務員獣医師の確保

獣医師志望者の増加に伴って、公務員獣医師の退職者数と新規採用者数のバランスが崩れてきました。獣医学科の難易化、学費の負担、小動物診療への偏在などによるものと思われますが、各自治体において、獣医師の欠員問題が世紀をまたがる頃から顕在化してきました。いうまでもなく、家畜保健衛生所や保健所・食肉衛生検査所などの行政機関には定員が定められており、決められた業務をこなすための必要な獣医師です。それが欠員が生じるということは、適正な業務の遂行に困難をきたすということに他なりません。特に獣医師の仕事は、法律で定められており、獣医師以外の職種では代替不可能な業務(家畜防疫員、と畜検査員、狂犬病予防員など)が少なくないため、自治体としても欠員を生じるということは致命的であります。

せっかく6年間勉強して公務員になっても、同じ公務員である医師との給与差から公務員になることに対する失望、差別感、モチベーションの失墜など、処遇面での不満もあり、公務員志望者の激減時代を迎えます。

また、最近の獣医学生の都会志向もまた、家畜衛生を担う公務員離れを促進しているともいえます。就職希望自治体の中では、関東圏や関西圏の都市部に人気が集積しており、獣医学科のある県であっても、学生の大半が

[†] 連絡責任者：加地祥文(公社日本獣医師会)

〒107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階 ☎03-3475-1601 FAX03-3475-1604
E-mail: vet.yosihumi@gmail.com

都市部からの入学生であり、卒業すると都市部に帰る、あるいは都市部に就職を希望する学生が多いことも災いして、畜産県であっても公務員獣医師の確保に苦勞する要因となっています。

課題2：公務員獣医師の処遇の改善

獣医師養成教育課程が、4年制から医師・歯科医師と同じ6年制に移行するにあたって、公務員の給料表における格付けがなされていますが、修士課程2年を上乗せした移行期に決められた医療職給料表(二)が長年適用されてきました。医師は表(一)が適用されています。医師と同じ6年制でありながら給与における差別を解消することが、公務員獣医師の課題であり、当委員会での最重要かつ最難関の課題でもありました。

その難関課題も、2017(平29)年に福岡県が全国の先陣を切って、「獣医療職専門給料表」の採用に踏み切ってくれました。これには、地元福岡県に対する藏内会長の並々ならぬ働きかけとご尽力の賜物と言えます。

続いて、2021(令3)年度より、徳島県においても「獣医療職専門給料表」の適用が開始されました。徳島県においては藏内会長の大学同期の福井副知事(当時)の尽力によるものでした。ちなみに福井副知事は、公務員獣医師として局長、部長、技監、副知事と行政マンとしての最高位まで務められた方です。当委員会にwebで福井副知事にも参加いただき、貴重なノウハウも伝授いただきました。私も現役時代からの長年の盟友であり、藏内会長とも同期生ということもあって、「次は徳島」を合言葉に、「俺の最後の仕事だよ」と言って、その期待に立派に応えてくれたうえで、退職されています。

福岡県、徳島県に続く3番目の自治体となるのはさぞどこになるのでしょうか？ 公務員獣医師の処遇の改善は、行政組織の内部で運動することには多大の困難が付きまといまいます。単なるエゴとしか受け取られかねませんし、どうして獣医師だけなのか、薬剤師や、食品衛生監視員などほかの技術系吏員からの反発もあり、なかなか進むものではありません。是非とも地方獣医師会の力を貸していただき、全国のすべての自治体において「獣医療職専門給料表」が適用されるべく、これからも活動していきたいと思っています。

課題3：獣医学教育への支援

公務員獣医師の確保対策の一環として、獣医師不足に悩む自治体がインターンシップを積極的に導入してきました。

一方、2011(平23)年の文科省高等教育局長の諮問機関として「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の答申があります。

この協力者会議の目的は、まず第一にわが国の獣医学

教育の改善と充実にありました。国立大学の獣医学科は、北大を除いて農学部の一つの学科で定員も30~40名で、教育体制も小規模なものばかりで、医学教育と比較して同じ6年制でありながら見劣りするものでありました。

また、海外の獣医学教育が医学教育と同等のシステムで行われている、ということから国際水準でのわが国の獣医学教育レベルも問題があるという認識から、早急に改善・充実の方策を提言するために設けられたということです。

そのような状況の中で、国際獣疫事務局(OIE)によるわが国の獣医学教育の査察が実施され、さまざまな問題点も指摘されてきました。国際的な家畜・食肉の流通における家畜防疫・食品検査の相互認証制度のために、各国の獣医師の養成課程の平準化が必須となってきたわけです。

わが国においても、輸入時の家畜検疫や食肉検査に当たって、輸出国政府の獣医師の検査証明書の添付を義務付けているところですが、この制度は相互認証の制度であるわけです。特に、EU域内では検疫等の国境措置は廃止されていますから、相互に輸出国の獣医師の検査は、自国の獣医師の検査と同等に扱うことが要請されています。そのため、EU加盟国の獣医師は同じレベルであることが保証されなければなりません。そのため獣医科大学では欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)の認証が必要になります。わが国からEUに輸出する牛肉を検査すると畜検査員もこの認証を受けた大学の卒業生であることが原則となります(現時点ではこの要件はまだ発動されていませんが)。その認証に必須の要件が、大学外での家畜衛生・公衆衛生行政、特にと畜検査業務の実習です。この場合のと畜検査は、例えば大学の施設での模擬と畜検査のようなものではダメで、実際の行政検査を経験することが要件となっています。つまり、公務員獣医師の“Real Life”を体験させろ、という要請です。

このような大学教育における学外実習の必要性と、獣医師の欠員に悩んでインターンシップを実施している各自治体の思惑が一致したところに、先の協力者会議の答申を受けて文科省が東京大学に研究補助金として配布したVPCamp(Veterinary Public health camp)というパイロット事業でした。幸いにもVPCampに応募して、自治体のインターンシップに参加した学生の中から、当該自治体に就職する卒業生もいて、自治体での期待が高まっています。

協力者会議の答申では、学外専門機関における体験型の実習を全ての大学で取り入れることとなっていますが、獣医系大学の間では、まだまだ試行としてのVPCampから本格的な大学教育の一環としての「体験型実習」への移行については認識が少なく、特に

EAEVE の認証取得をまだ考えていない大学、公務員獣医師の職域に関心の薄い学生間では認知度が低いようです。今後、獣医系大学間獣医学教育支援機構と協力してこれら事業の周知に努めていかなければならないと感じています。

課題4：One Health, One Vet

冒頭でも紹介しましたように、従来は家畜衛生部会と公衆衛生部会とは、別個に委員会を持ち、別々に検討していたわけですが、2019年より一つの委員会として開催してきています。

一つの自治体において、同じ公務員獣医師であるにもかかわらず、農政部局と公衆衛生部局とは別々に採用試験を実施し、人事も別でした。そして、家畜衛生保健所に勤務する獣医師は「家畜衛生職員会」に所属し、保健所等に所属する獣医師は「全国公衆衛生獣医師会」に所属するというように両者は分離された状態でした。

ここ20年間で、少ないながらも両部局での交換人事が行われるようになってきています。国レベルでも省益にとらわれないよう省庁間での人事異動を奨励されるようになってきており、厚労省、農水省及び環境省との間で人事交流が進められています。

一方で、国際的には感染症の防疫のためには医師と獣医師との間での協力関係が重要だという認識が醸成されつつあることは、日本獣医師会のテーマとしても大きな存在となっていることは承知のことです。国際的には、

One Health, One Medicine という標語で、人獣共通感染症に対して、医師と獣医師とが協力しあって対策に当たっていかうというものです。

これらの活動はもちろん今後も精力的に進めていくわけですが、その前に足元である行政内部の畜産獣医師と公衆衛生獣医師の人事交流を含めた一体化をすることによって、より強い職域団体として存在していく必要性を痛感しています。人事の交流も踏まえて、統一的な人事を行うことで、自治体内での職域の拡大と上級幹部への登用と、獣医師の能力のさらなる活用へと繋げられるよう努力して行きたいと思っています。まさにワンヘルス・ワンヴェテではないでしょうか？

おわりに

公務員獣医師問題についての検討を行う委員会として、当会の活動とこれからの方向性を紹介しました。これらの活動は、公務員獣医師の活動領域の充実や処遇の改善だけを視野に置いたものではなく、広く勤務獣医師や開業の先生たちにも関連していく問題だと思います。例えば、病院勤務医師の平均所得が、公務員医師の初任給調整額に反映されているように。

家畜衛生・公衆衛生委員会の活動が、幅広く会員獣医師の皆様方の活動にも貢献し、ひいては日本獣医師会の存在価値を高められるよう、今後も鋭意議論を重ね、活動していきたいと思っています。どうか、これからも当委員会の活動にご理解とご支援をお願いいたします。